

原料費調整制度に基づく
平成28年4月のガス料金について

平成28年2月26日

蒲原ガス株式会社

蒲原ガス株式会社は、「原料費調整制度」に基づいて平成28年4月検針分に適用される従量料金単価の見直しを行いました。

その結果、別紙のとおり、平成28年3月検針分に比べて従量料金単価を1m³あたり0.90円（税込）引下げさせていただくこととなりました。

月間のガスご使用量が57m³の標準的なご家庭では、平成28年3月適用料金と比べて、1か月あたり52円（税込）の引下げとなります。

今回のガス料金の調整は、平成27年11月～平成28年1月のLNG（液化天然ガス）およびプロパン平均価格（貿易統計値）により算定された平均原料価格が、前期（平成27年10月～12月）より下がったことによるものです。

なお、平成28年4月検針分に適用する料金につきましては、当社の本社店頭での掲示や、検針時に各戸にお届けする「ガスご使用量等のお知らせ」等で、あらかじめお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

蒲原ガス株式会社

総務部総務課 担当 川上

TEL 0256-72-3337

<別紙>

料金表（平成28年4月）

● 一般ガス供給約款料金

（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）

平成28年3月に適用される従量料金単価と比較した場合、1m³あたり0.90円（税込）の引下げとなります。

なお、基準従量料金単価に対して△7.80円（税込）調整して料金を算定いたします。また、基本料金は変わりません。

【一般ガス供給約款料金表】

（税込）

	1か月のご使用量 （適用区分）	基本料金 （1か月あたり）	単位料金	
			28年4月検針分	（基準単位料金）
料金表A	0 m ³ ~ 25 m ³	648.00 円	112.38 円	120.18 円
料金表B	26 m ³ ~ 250 m ³	907.20 円	102.01 円	109.81 円
料金表C	251 m ³ ~	2,084.40 円	97.30 円	105.10 円

ガス料金は、検針日の翌日から20日以内（早収料金適用期間）にお支払いいただく場合には、早収料金となります。早収料金適用期間を過ぎてお支払いいただく場合には、遅収料金（早収料金を3%割り増しした金額）となります。

【ガス料金の計算式】

早収料金 = 基本料金（税込） + 従量料金単価（税込） × ご使用量

消費税等相当額 = ガス料金 × 消費税率 ÷ （1 + 消費税率）

（上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます）

標準家庭における影響

1か月のご使用量	平成28年4月 適用料金	平成28年3月 適用料金	増減額	増減率
57 m ³	6,721円/月	6,773円/月	△52円/月	△0.77%

※標準家庭とは月間のガスご使用量が57 m³（43.12メガジュール）のご家庭をいいます。なお、標準家庭使用量（57 m³）は、当社におけるご家庭1件あたりの平均使用量/月（平成18年度～22年度の5年間平均）に基づいております。

